

市民委員会資料

議案第29号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

資料1 川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 学校教育法等の一部を改正する法律（抜粋）

経済労働局

平成28年2月12日

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市勤労者福祉共済条例 昭和49年3月30日条例第4号 (略)</p> <p>(給付事業)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に対して当該各号に掲げる給付を行うものとする。ただし、会員が死亡した場合における第6号に規定する弔慰金の給付は、規則で定めるところにより会員の遺族に対して行うものとする。</p> <p>(1) 会員が満20歳に達したとき。 成人祝金 (2) 会員が婚姻したとき。 結婚祝金 (3) 会員又はその配偶者が出産したとき。 出産祝金 (4) 会員の子が小学校<u>(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)</u>又は中学校<u>(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)</u>に入学したとき。 入学祝金 (5) 会員が傷病により8日以上欠勤したとき。 傷病見舞金 (6) 会員又はその配偶者若しくは一親等の血族が死亡したとき。 弔慰金 (7) 会員が火災、風水害その他の災害により居住家屋に著しい損害を受けたとき。 災害見舞金 (8) 会員が会員の資格を失うことなく、会員となった日の属する月から規制で定めるところにより計算した期間が規則で定める年数に達したとき。 永年勤続報奨金</p> <p>2 前項に規定する給付金の額は、規則で定める。 (略)</p>	<p>○川崎市勤労者福祉共済条例 昭和49年3月30日条例第4号 (略)</p> <p>(給付事業)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に対して当該各号に掲げる給付を行うものとする。ただし、会員が死亡した場合における第6号に規定する弔慰金の給付は、規則で定めるところにより会員の遺族に対して行うものとする。</p> <p>(1) 会員が満20歳に達したとき。 成人祝金 (2) 会員が婚姻したとき。 結婚祝金 (3) 会員又はその配偶者が出産したとき。 出産祝金 (4) 会員の子が小学校又は中学校に入学したとき。 入学祝金 (5) 会員が傷病により8日以上欠勤したとき。 傷病見舞金 (6) 会員又はその配偶者若しくは一親等の血族が死亡したとき。 弔慰金 (7) 会員が火災、風水害その他の災害により居住家屋に著しい損害を受けたとき。 災害見舞金 (8) 会員が会員の資格を失うことなく、会員となった日の属する月から規制で定めるところにより計算した期間が規則で定める年数に達したとき。 永年勤続報奨金</p> <p>2 前項に規定する給付金の額は、規則で定める。 (略)</p>

学校教育法等の一部を改正する法律（抜粋）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 中学校（第四十五条―第四十九条）」を
「第五章 中学校（第四十五条―第四十九条
第五章の二 義務教育学校（第四十九条の

）
に改める。

二―第四十九条の八）」

第一条、第四条第一項第三号及び第六条ただし書中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第十七条第一項中「これを小学校」の下に「義務教育学校の前期課程」を加え、同項ただし書中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条第二項中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

第三十八条に次のただし書を加える。

ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

第四十条第一項中「小学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 義務教育学校

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の三 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

第四十九条の五 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必

要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の七 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。

第五十七条中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第七十条第一項中「第五十八条」の下に「、第五十八条の二」を加える。

第七十四条並びに第八十一条第一項及び第二項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二百二十五条第二項中「進ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

附則第七条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を、「第四十九条」の下に「及び第四十九条の八」を加える。

— 中略 —

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。